



ニュースレター vol.8 2025.11.21

発行: さっぽろ犯罪被害者等援助センター

2025 年度「犯罪被害者支援講座」が修了しました

10 月 4 日（土）、札幌市教育文化会館において、第 3 回「犯罪被害者支援講座」を開催しました。2025 年度最終講座は、弁護士の奥野舞先生（札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会）が「被害者支援の現状と課題」について、実際の被害者の困難について動画で紹介し、国の犯罪給付金制度や札幌市の「被害者生活支援制度」等自治体による条例制定の動向等の情報を学びました。参加者は 11 名でしたが、グループ



奥野舞 弁護士 ワークを通じて経験を交流し、貴重な研修の機会となりました。参加者からは、犯罪被害の心配を漠然と考えていたが、実際の被害体験を伺って、何かあれば相談できる人を持つことが大切だと思いました。また法律や制度は変わるので、新しい情報・知識を学ぶ機会として講座に継続参加したいとの声が寄せられています。2026 年度についても講座は開催しますので、是非ご参加ください。



講座参加者一同

「犯罪被害者等基本計画」被害者支援へ画期的前進！

法務省は、11 月 4 日「第 5 次犯罪被害者等基本計画（案）」を公表しました。内容的には、当法人が当初から要望していた「刑法 39 条不起訴事件」「医療観察法」の被害者に対する情報提供について、3 頁余に渡り 10 件の具体的な施策を示す画期的な方針が提示されました。これにより、この問題についての基本的な法的解決が図られることになり、大きな区切りとなります。警察庁は、11 月 26 日までこの「基本計画」に対する意見公募をしており、賛同を基本とした意見書を提出します。今後は具体的な施策に対する監視、被害者の理解共有の推進、支援の拡充へと重点が移行して行きます。この間十数年に及ぶ皆様のご支援に改めて深く感謝申し上げますとともに、一般の刑事事件・自動車犯罪等の被害者等との連携を広げ、引き続きご支援・ご協力をお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 さっぽろ犯罪被害者等援助センター

住所：〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 13 丁目 1 番地 90
ダイアパレス植物園Ⅲ901 号

☎090-2073-0831 FAX: 011-272-7188

Gmail:s.higaisha2022@gmail.com

⇒この「ニュースレター」は札幌市さぽーとほっと基金助成金の一部で作成されます。

「第 5 次基本計画（案）」に対する意見

はじめに

この度発表された「第 5 次基本計画（案）」につきましては、平成 27 年以降当法人が要望してきた、「刑法 39 条不起訴事件」「医療観察法処遇事案」の被害者等に対する支援施策について言及した画期的な提案として高く評価するとともに、貴職をはじめ関係機関のご尽力に深く敬意を表するものです。本意見書は、「第 5 次基本計画（案）」に対し基本的に賛同の立場から、主として計画の具体化に当たって必要な事項について要望するものです。

（１）「犯罪被害者等」の定義について

「犯罪被害者等基本法」の第 2 条 2 項の定義は、「刑法 39 条不起訴事件」「医療観察法処遇事案」の被害者にも適用されることを明示する。（但し、刑事訴訟手続き上の処遇差異の不合理については国の責任で一般刑事事件被害者と同等の保障をすること）

（２）「刑法 39 条不起訴事件」に関する被害者支援について

- ①検察官による不起訴処分理由・支援等の説明を徹底する。
- ②不起訴記録の弾力的開示を周知徹底する。
- ③「検察審査会」への異議申し立てを容認する。

（３）「医療観察法被害者」への審判傍聴、心情伝達等の情報提供の制度改善について

- ①医療審判への代理人弁護士と付添人の傍聴参加を認める。
- ②被害者の心情について代理人弁護士又は裁判官により聞き取り、審判へ報告する。

（４）医療観察対象者の処遇段階等における情報提供の改善について

現行の情報提供制度は、暫時改善されているが、対象者の処遇情報について制限があり、病状の回復・社会復帰の促進に応じて、医療機関の判断と本人の同意による見直し・改善が必要。

（５）保護観察所における被害者支援について

保護観察所の社会復帰調整官の職務は、医療観察対象者の処遇対応が基本で、被害者の相談等は統括調整官が対応しているが専任の被害者担当配置による改善が望ましい。

（６）被害者等を含む施策検討協議会の設置について

「第 5 次基本計画」の被害者支援施策の具体化と、更なる改善に向けて被害者等を含む、医療・司法・研究者等関係機関による施策検討協議会を設置し、適宜開催する。

以上（令和 7 年 11 月記）